

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 矢野君。

住民課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

社会保障審議会医療部会において産科医療保障制度の掛け金の額の見直しが決定されたことを受けまして、健康保険法第101条の政令で定める金額として同法施行令第36条に規定する金額の改正が行われました。

また併せて同条に規定しております「保険者が定める金額」についても改正が必要となりました。

この額につきましては本条例に額の規定があるため、国の基準に合わせて条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第6条第1項におきまして出産育児一時金の額を現行の「39万円」から「40万4,000円」に改めるものでございます。

この額の改正に併せて、「保険者が定める金額」につき、産科医療補償制度の掛け金が「3万円」から「1万6,000円」に引き下げられることに伴い、基準額を引き下げるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として、施行期日について、「この条例は、平成27年1月1日から施行する。」と規定し、経過措置として、「施行日前の出産に係る被保険者の出産育児一時金の額についてはなお従前の例による。」と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。